

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき提出された平成25年度から平成29年度までの政務活動費の交付に係る住民監査請求についての監査結果は、次のとおりである。

奈良県監査委員 江南政治
同 齋藤信一郎

第1 監査の請求

1 請求人 略

2 請求書の提出日 平成30年12月25日

3 請求の要旨 監査請求書及び陳述の内容から、請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

(1) 措置要求事項

奈良県知事に対して、平成25年度から平成29年度までに目的外に支出された政務活動費20,432,169円について、不当利得返還請求権を行使し、議員に返還請求するよう勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 総論

(ア) 事務所費について

事務所賃借料について、平成27年12月24日決定の名古屋高等裁判所（以下「名古屋高裁」という。）の判決言い渡しで、判決書17頁（4）において「事務所賃借料及び自動車リース料の性質」と題し、「通常、事務所の賃借は相当長期間にわたって継続してなされ、その金額も高額となるものであるところ、政務調査活動は通常は必要が生ずる都度行うものであって、議員が恒常的に従事するものではないから、その活動のみのために事務所を恒常的に確保しなければならない事態は想定し難い反面、職員活動においても調査活動に費やす時間に比べて一般的な政党活動、選挙活動、後援会活動及び私的活動に費やす時間の方が圧倒的に多く、事務所がある以上その使用

もほとんどがこれらの活動に充てられるのが通常であると考えられ、これらの活動に政務調査費を充てることができない以上、事務所賃借料は基本的に政務調査費の支出対象として想定されていなかったものといわざるを得ない。

（後略）」と判示されている。また、同判決書の（5）において「これらに政務調査費を充てるには、個別具体的な調査研究の内容と支出との関連性を明らかにし、その両者の関係から必要な支出と認められることが必要であると考えられる。（中略）会派からその所属議員が個別具体的に委託された特定の政務調査活動を遂行するために、実際どの程度の時間にわたり事務所又はリース自動車を使用しなければならなかったのかといった必要性を個別具体的に主張立証しておらず、上記推認は妨げられない。よって、本件事務所賃借料等及び本件自動車リース料は、法の定める「議員の調査研究に資するため必要な経費」に該当するとは認められない。」と判示している。このことに対して議員側が上告したが、平成28年12月15日に最高裁判所はこれを却下しており、総額約8,116万円の不当利得の返還が確定した。

上記判決は平成21年度の愛知県議会の政務調査費であること、政務調査費はまず会派に対して交付され、その後会派から議員に交付していたことなど、本件住民監査請求とは背景が若干異なるところがあるものの、事務所賃借料に対する考え方に違いはない。

すなわち、議員が設ける事務所が100%政務活動専用などということは想定していないこと、実際に事務所を政務活動に使用したのはどの程度であったかの主張、立証責任が事務所を使用する側にあること（上記判例では主張、立証がなかったため全額否認されている）は明確に判示されたというべきである。

(イ) 人件費について

人件費について最近の2つの判例を示す。

京都地方裁判所の平成28年2月4日の判決言い渡しにおいて「一般の議員事務所においては、一般的、外形的事実から政務調査活動の他に政務調査以外の政治活動も行われていると推認されるから、同事務所で雇用されていた職員も政務調査活動以外の職務に従事していたことが推認される。したがって、一般の議員事務所では雇用されている職員の人件費を政務調査費として支出している場合には、別紙5-1の「按分割合を求め難い場合」の按分割合、すなわち2分の1を超える部分については、政務調査活動以外の活動に係る支出であるとして、違法な支出として事実上推認され、被告においては、この推認を妨げるに足る反証、すなわち当該職員が専ら政務調査活動を行う

職員として雇用されていたという事情や、政務調査費以外の活動に従事していた割合とそれ以外の活動に従事していた割合が上記按分率とは異なる事情を反証する必要があり、この反証がされない限り、当該2分の1を超える支出は本件用途基準に違反するものと認めるのが相当である。」と判示されている。

鳥取地方裁判所の平成30年3月16日判決言い渡しにおいて、補助参加人A氏の事務所は政務調査活動とそれ以外の活動の拠点ともなっていることが認められ、また、補助職員は幅広い活動に従事することが可能であることから、按分率100%とすることは合理性を欠く疑いがあり、本件用途基準に違反すると疑うに足りる一般的、外形的事実の立証があったと認められるとして「政務調査活動とそれ以外の活動の使用実態を明確に区分できないことになるから、50%を超える部分は本件用途基準に違反する違法な支出であると認められる。」と判示があり、広島高等裁判所松江支部において、平成30年11月27日に一審を100%支持した判決言い渡しがあった。

上記判例から確認できることは、事務所が政務専用として使用されることは想定外であるのと同様に、そこに従事する職員も政務調査活動以外の職務に従事しているものと推認されるから、人件費に政務活動費を100%充当することは合理性を欠くといわざるを得ない。

イ 各論

(ア) 川田議員について

a 広聴広報費 (78,212円)

広聴広報費について、川田議員は、広報誌である奈良県政Newsについての按分率を90%としているが、適切とは思えない。平成29年6月号であれば、表面上段に顔写真と川田ひろし(裕)、日本維新の会の文字が各4箇所、裏面にも大書した川田ひろしが1箇所、日本維新の会が2箇所記載されており、表裏合わせた紙面割合はおおむね4分の1程度であり、政務活動費を充当できるのは80%が限度と判断できる。12月号もおおむね同様である。

また、編集方針が、議会の結果報告というよりも奈良テレビで放映されるというところに焦点を当てたもので、自己宣伝の側面が強い広報誌である。

6月号と12月号を合わせた2回分の支出金額は78,212円であり、80%と90%の差額金額である78,212円が違法な充当である。

(イ) 中村議員について

a 広聴広報費 (129, 123円)

広聴広報費について、中村議員は、「あなたの声をお聞かせ下さい」という挨拶文と返信用ハガキを封筒に入れて郵送したものと思われるが、挨拶文及びハガキの内容は現行の政務活動費の手引では提出する必要がある。また、挨拶文代、ハガキ代及び封筒代の費用明細が不明で、支出の事実を具体的に確認できない状況である。仮定値として支出額310, 392円の半額を違法支出と見なし、議員が評価した按分割合 (91.6%) を控除した金額である129, 123円を違法な充当と見なした。

(ウ) 井岡議員について

a 事務所費 (612, 000円)

事務所賃借料について、井岡議員は、月額102, 000円、年間1, 224, 000円を支出し、その全額に政務活動費を充当している。しかし、総論で確認したとおり、事務所は政務活動専用との想定はされていない。按分割合は使用実態に応じて決定されるべきであるが、使用実態での按分が困難な場合は2分の1を限度として充当できるから、612, 000円は違法な充当である。

b 人件費 (600, 000円)

人件費について、井岡議員は、職員2名を雇用し、月額200, 000円、年間2, 400, 000円を支出し、その2分の1の1, 200, 000円に政務活動費を充当している。しかし、後援会人件費であるはずの1, 200, 000円の支出が政治資金規正法 (昭和23年法律第194号。以下「政規法」という。) に基づく収支報告書 (以下「政治資金収支報告書」という。) に記載されていない。政規法では年間10, 000, 000円の個人による寄付が認められているので人件費を記載しない理由はない。政治資金収支報告書は信頼できるものであるから、人件費2, 400, 000円の支出のうち2分の1の1, 200, 000円については不適切な支出 (支払の事実がない、又は支出が認められない者への支給、以下同じ) と判断せざるを得ない。よって、適切な人件費の支出である1, 200, 000円の2分の1に相当する600, 000円には政務活動費を充当できるが、残りの600, 000円は違法な充当である。

(エ) 藤野議員について

a 事務所費 (450, 000円)

事務所賃借料について、藤野議員は、月額75, 000円、年間900, 000円を支

出し、その全額に政務活動費を充当している。しかし、総論で確認したとおり、事務所は政務活動専用との想定はされていない。按分割合は使用実態に応じて決定されるべきであるが、使用実態での按分が困難な場合は2分の1を限度として充当できるから、450,000円は違法な充当である。

b 人件費 (503,750円)

人件費について、藤野議員は、職員1名を雇用し、年間1,007,500円を支出し、その全額に政務活動費を充当している。しかし、総論で確認したとおり、事務所で従事する職員は政務調査活動以外の職務にも従事していると推認されるから、人件費の全額に政務活動費を充当することは合理性を欠くといわざるを得ず、2分の1に相当する503,750円は違法な充当である。

(オ) 森山議員について

a 事務所費 (672,000円)

事務所賃借料について、森山議員は、月額112,000円、年間1,344,000円を支出し、その全額に政務活動費を充当している。しかし、総論で確認したとおり、事務所は政務活動専用との想定はされていない。按分割合は使用実態に応じて決定されるべきであるが、使用実態での按分が困難な場合は2分の1を限度として充当できるから、672,000円は違法な充当である。

b 人件費 (720,000円)

人件費について、森山議員は、職員2名を雇用し、年間1,440,000円を支出し、その全額に政務活動費を充当している。しかし、総論で確認したとおり、事務所で従事する職員は政務調査活動以外の職務にも従事していると推認されるから、人件費の全額に政務活動費を充当することは合理性を欠くといわざるを得ず、2分の1に相当する720,000円は違法な充当である。

(カ) 岡議員について

a 事務所費 (411,270円)

事務所賃借料について、岡議員は、月額68,500円（ただし平成30年3月分は69,040円）、年間822,540円を支出し、その全額に政務活動費を充当している。しかし、総論で確認したとおり、事務所は政務活動専用との想定はされていない。按分割合は使用実態に応じて決定されるべきであるが、使用実態での按分が困難な場合は2分の1を限度として充当できるから、411,270円は違法な充当である。

(キ) 田尻議員について

a 事務所費 (382,187円)

事務所賃借料について、田尻議員は、年間764,374円を支出し、その全額に政務活動費を充当している。しかし、総論で確認したとおり、事務所は政務活動専用との想定はされていない。按分割合は使用実態に応じて決定されるべきであるが、使用実態での按分が困難な場合は2分の1を限度として充当できるから、382,187円は違法な充当である。

b 人件費 (497,900円)

人件費について、田尻議員は、職員2名を雇用し、年間995,800円を支出し、その全額に政務活動費を充当している。しかし、総論で確認したとおり、事務所で従事する職員は政務調査活動以外の職務にも従事していると推認されるから、人件費の全額に政務活動費を充当することは合理性を欠くといわざるを得ず、2分の1に相当する497,900円は違法な充当である。

(ク) 奥山議員について

a 事務所費 (210,108円)

事務所賃借料について、奥山議員は、年間420,216円を支出し、その全額に政務活動費を充当している。しかし、総論で確認したとおり、事務所は政務活動専用との想定はされていない。按分割合は使用実態に応じて決定されるべきであるが、使用実態での按分が困難な場合は2分の1を限度として充当できるから、210,108円は違法な充当である。

b 人件費 (482,400円)

人件費について、奥山議員は、職員3名を雇用し、年間964,800円を支出し、その全額に政務活動費を充当している。しかし、総論で確認したとおり、事務所で従事する職員は政務調査活動以外の職務にも従事していると推認されるから、人件費の全額に政務活動費を充当することは合理性を欠くといわざるを得ず、2分の1に相当する482,400円は違法な充当である。

(ケ) 和田議員について

a 人件費 (956,363円)

人件費について、和田議員は、職員2名を雇用し、年間1,920,000円を支出し、その全額に政務活動費を充当している（ただし、3月給与分については7,273円を充当額から減額している）。しかし、総論で確認したとおり、

事務所で従事する職員は政務調査活動以外の職務にも従事していると推認されるから、人件費の全額に政務活動費を充当することは合理性を欠くといわざるを得ず、2分の1に相当する956,363円は違法な充当である。

(コ) 粒谷議員について

a 事務所費 (648,000円)

事務所賃借料について、粒谷議員は、月額108,000円、年間1,296,000円を支出し、その全額に政務活動費を充当している。しかし、総論で確認したとおり、事務所は政務活動専用との想定はされていない。按分割合は使用実態に応じて決定されるべきであるが、使用実態での按分が困難な場合は2分の1を限度として充当できるから、648,000円は違法な充当である。

なお、粒谷議員は、平成28年度の事務所賃借料の按分割合は2分の1としている。

b 人件費 (240,000円)

人件費について、粒谷議員は、職員1名を雇用し、月額80,000円、年間960,000円を支出し、その2分の1の480,000円に政務活動費を充当している。しかし、後援会人件費であるはずの480,000円の支出が政治資金収支報告書に記載されていない。政規法では年間10,000,000円の個人による寄付が認められているので人件費を記載しない理由はない。政治資金収支報告書は信頼できるものであるから、人件費960,000円の支出のうち2分の1の480,000円については不適切な支出と判断せざるを得ない。よって、適切な人件費の支出である480,000円の2分の1に相当する240,000円には政務活動費を充当できるが、残りの240,000円は違法な充当である。

(カ) 小泉議員について

a 事務所費 (619,560円)

事務所費について、小泉議員は、事務所賃借料として年間723,456円、駐車場代として年間450,864円、セコム管理費として年間64,800円を支出し、その全額に政務活動費を充当している。しかし、総論で確認したとおり、事務所は政務活動専用との想定はされていない。按分割合は使用実態に応じて決定されるべきであるが、使用実態での按分が困難な場合は2分の1を限度として充当できるから、619,560円は違法な充当である。

(キ) 大国議員について

a 事務所費 (281,796円)

事務所賃借料について、大国議員は、月額46,966円、年間563,592円を支出し、その全額に政務活動費を充当している。しかし、総論で確認したとおり、事務所は政務活動専用との想定はされていない。按分割合は使用実態に応じて決定されるべきであるが、使用実態での按分が困難な場合は2分の1を限度として充当できるから、281,796円は違法な充当である。

(ス) 西川議員について

a 人件費 (925,000円)

人件費について、西川議員は、職員1名を雇用し、年間3,700,000円を支出し、その2分の1の1,850,000円に政務活動費を充当している。しかし、後援会人件費であるはずの1,850,000円の支出が政治資金収支報告書に記載されていない。政規法では年間10,000,000円の個人による寄付が認められているので人件費を記載しない理由はない。政治資金収支報告書は信頼できるものであるから、人件費3,700,000円の支出のうち2分の1の1,850,000円については不適切な支出と判断せざるを得ない。よって、適切な人件費の支出である1,850,000円の2分の1に相当する925,000円には政務活動費を充当できるが、残りの925,000円は違法な充当である。

(セ) 松本議員について

a 人件費 (540,000円)

人件費について、松本議員は、職員1名を雇用し、年間2,160,000円を支出し、その2分の1の1,080,000円に政務活動費を充当している。しかし、後援会人件費であるはずの1,080,000円の支出が政治資金収支報告書に記載されていない。政規法では年間10,000,000円の個人による寄付が認められているので人件費を記載しない理由はない。政治資金収支報告書は信頼できるものであるから、人件費2,160,000円の支出のうち2分の1の1,080,000円については不適切な支出と判断せざるを得ない。よって、適切な人件費の支出である1,080,000円の2分の1に相当する540,000円には政務活動費を充当できるが、残りの540,000円は違法な充当である。

(ソ) 亀田議員について

a 人件費 (450,000円)

人件費について、亀田議員は、職員2名を雇用し、年間1,800,000円を支出し、その2分の1の900,000円に政務活動費を充当している。しかし、後

援会人件費であるはずの900,000円の支出が政治資金収支報告書に記載されていない。政規法では年間10,000,000円の個人による寄付が認められているので人件費を記載しない理由はない。政治資金収支報告書は信頼できるものであるから、人件費1,800,000円の支出のうち2分の1の900,000円については不適切な支出と判断せざるを得ない。よって、適切な人件費の支出である900,000円の2分の1に相当する450,000円には政務活動費を充当できるが、残りの450,000円は違法な充当である。

(夕) 秋本議員について

a 人件費 (722,500円)

人件費について、秋本議員は、職員2名を雇用し、年間2,890,000円を支出し、その2分の1の1,445,000円に政務活動費を充当している。しかし、後援会人件費であるはずの1,445,000円の支出が政治資金報告書に記載されていない。政規法では年間10,000,000円の個人による寄付が認められているので人件費を記載しない理由はない。政治資金収支報告書は信頼できるものであるから、人件費2,890,000円の支出のうち2分の1の1,445,000円については不適切な支出と判断せざるを得ない。よって、適切な人件費の支出である1,445,000円の2分の1に相当する722,500円には政務活動費を充当できるが、残りの722,500円は違法な充当である。

(フ) 岩田議員について

a 事務所費 (3,000,000円)

事務所賃借料について、岩田議員の事務所状況報告書によれば、岩田議員は、同議員の親族（配偶者）が代表取締役を務めている(株)真規が所有している物件を賃借し、月額100,000円、年間1,200,000円を支出し後援会と2分の1ずつ按分している。しかし、(株)真規は同族会社であり、賃借している物件は、実質的に同議員の所有物と見られる。

名古屋高等裁判所金沢支部（以下「名古屋高裁金沢支部」という。）の平成25年7月3日の判決言い渡し（平成24年（行コ）第16号）＜判決書37頁14行目乃至38頁9行目＞では、つぎのとおり説示がある。

「(ア) (中略) U議員は、株式会社Aから、金沢市（中略）所在の事務所を、駐車場料金を含めて月額15万円の賃借料で借り受けていたこと、同議員は、同事務所の賃借料合計180万円について事務所費として政務調査費を充当したこと、同事務所の所有者は同議員本人であること、上記株式会社Aは、不動産の賃貸、管理等を目的として、平成20年に設立さ

れた会社であり、同議員の妻が代表取締役を務め、同議員本人も取締役を務めている同族会社であることが認められる。

(イ) 本件使途基準及び本件手引は、議員個人が所有する建物に調査研究活動の事務所を設置するために、賃料を支払い、その支払のために政務調査費を充当することをそもそも想定しておらず、そのような充当を認めていないといわなければならないところ、この理は、賃貸借契約の相手方が所有者たる議員本人と同視し得る場合にもそのまま当てはまるものと解される。

(ウ) 本件において、上記(ア)のとおり、U議員が借り受けた建物は同議員が所有する建物であり、賃貸人である株式会社Aは、同議員自身が取締役に就任し、家族が代表取締役を務める同族会社であるから、賃貸借契約の相手方が所有者たる議員本人と同視し得る場合に当たり、上記賃借料の支出は違法な政務調査費の支出に当たるといふべきである。」

なお、この判決は平成27年1月15日の最高裁判所の決定で確定判決となっている。

以上の判示によれば、岩田議員が、政務活動費として充当した600,000円は違法な支出であるといふべきである。平成29年4月に改訂された手引では「議員・もしくは同一生計者が代表・役員等をつとめる法人の所有物件への充当は認めない。」としながら「ただし、当該法人が不動産の賃貸を業としている法人に該当するものについてはこの限りでない。」との但し書きがあるが、同族会社は法人から除外すべきで、改訂された手引は不適切であるといわざるを得ない。

同族会社の場合は、税法上も税の公平性の観点から特別な措置がとられている。すなわち、同族会社との契約は自己取引ともいえて上記判例の説示のとおり契約相手先が議員本人と同視し得る場合に相当する。なお、政務活動事務所が入居している建物（事務所は1階に入居している）は、2階から4階はハイツ真規の賃貸物件で全て1Kであるから、建設設計当初から政務活動事務所が入居している1階部分は賃貸物件として想定されていなかったことがうかがわれる

請求人は、事務所状況報告書により初めて自己取引の事実を知ったが、岩田議員が過去に政務調査費、政務活動費を充当した事務所賃借料（平成25年度以降分）も併せて返還すべきものとして請求する。違法となる充当額は、平成25年度から平成28年度までの合計2,400,000円と合わせて3,000,000円である。改訂前の平成25年4月制定の手引では「自己所有物及び生計を一にしている親族の所有物件の賃料ないし使用料、分担金の支

出に充当することはできません。」とし、平成29年改訂の手引にある但し書きはないから、その限りにおいて違法な支出と認められるに十分である。

(ツ) 中野議員について

a 事務所費 (6,300,000円)

中野議員の事務所状況報告書によれば、中野議員は、自己、同一生計者が経営する法人であり、また、法人登記簿の目的欄に不動産賃貸業が記載されている関西興産株式会社から物件を賃借していることが明らかになったが、平成29年度は事務所賃借料に政務活動費を充当していない。

謄本によれば、不動産賃貸業は平成29年4月14日に新しく登記されたが、それ以前の法人登記の目的欄には不動産賃貸業は記載されていない。

そして、同議員は、平成25年度から平成28年度までの間にも同物件を事務所として使用し、賃借料を支出し、その全額に政務活動費を充当しているが、(チ)の名古屋高裁金沢支部の判決のとおり、違法性が判明した以上、返還の責めを負わなければならない。

ただし、同議員の事務所費は、別件の訴訟で平成25年度分は半額の返還が確定しているが、平成26年度分から平成28年度分までは半額について違法性が訴えられ係争中である。したがって、過年度分の返還必要額は、訴訟中のものも含めて平成25年度分が900,000円、平成26年度分から平成28年度分までが5,400,000円（年間1,800,000円の3年分）で、合計6,300,000円である。

4 請求人から提出された事実証明書

- (1) 平成25年度から平成29年度までの政務活動費に係る収支報告書、領収書等添付用紙又は領収書はり付け用紙、会計帳簿の写し
- (2) 広報紙印刷物の写し
- (3) 政治資金収支報告書の写し
- (4) 平成29年度雇用状況報告書、平成29年度事務所状況報告書の写し
- (5) 政務活動補助業務賃金台帳(平成29年度)の写し
- (6) 建物賃貸借契約書の写し
- (7) 履歴事項全部証明書の写し
- (8) ハイツ真規の賃貸情報の掲載されたホームページの写し
- (9) ハイツ真規のGoogleマップ ストリートビューの写し
- (10) 各地方公共団体の政務活動費のマニュアル又は手引の写し

- (11) 「広島高等裁判所松江支部 判決 88頁」と題した資料の写し
- (12) 「主要府県」に於ける事務所費の扱いを見る」と題した資料

第2 監査委員の除斥

西川[○] 監査委員及び亀田忠彦監査委員は、監査の対象に関して直接の利害関係を有するため、法第199条の2の規定により除斥された。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

平成31年1月21日、法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

これに対し、請求人から追加資料の提出及び請求内容の補足説明があった。

2 監査対象事項

請求書の記載事項及び請求人の陳述内容を踏まえ、請求人が不適切な支出とする平成25年度から平成29年度までの政務活動費について、知事に違法又は不当に不当利得返還請求権の行使を怠る事実があると認められるか否かを監査対象とした。

3 監査対象部局

議会事務局

4 監査資料及び監査対象部局の陳述等の内容

議会事務局に対して、監査資料の提出を求めるとともに、平成31年1月28日に陳述を聴取した。

議会事務局から提出された監査資料及び陳述等の内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 政務活動費制度の趣旨について

県議会は二代表制のもと、県民の負託に応え、政策立案機能や監視機能の充実強化を図り、議会に求められる権能を十分に発揮することが求められている。その権能を十分に発揮するためには、会派及び議員が本会議や委員会での質問、質疑、政策論争をはじめとする様々な議員活動を積極的に行う必要があり、また、そのためには、県の事務、地方行財政等の事項について、住民や有識者からの意見聴取や現場視察、又は資料収集を行うことなどにより、様々な意見や情報を蓄

積することが重要となっている。したがって、そのために必要な経費の一部を政務活動費として公費で負担している。

また、調査研究活動の範囲及び政務活動費の用途については、会派及び議員の自主性及び自立性を尊重することが求められており、本県の平成20年度の政務調査費の交付に関する平成24年7月27日の大阪高等裁判所（以下「大阪高裁」という。）の判決、平成23年度の政務調査費の交付に関する平成27年1月12日の大阪高裁の判決及び平成27年度の政務活動費の交付に関する平成30年12月11日の奈良地方裁判所（以下「奈良地裁」という。）の判決においても同様の内容が判示されている。

(2) 本県の政務活動費に関する制度の概要について

奈良県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成29年3月奈良県条例第56号）による改正前の奈良県政務活動費の交付に関する条例及び条例に基づく規程は、平成12年に全国都道府県議会議長会がとりまとめた、標準旧条例、標準旧規程に準拠している。

交付額については、会派に対し月額2万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額、議員に対し月額28万円と定めている（平成29年4月1日施行、奈良県政務活動費の交付に関する条例（以下「奈良県条例」という。）第4条第1項及び第5条第1項）。

政務活動費を充てることができる範囲については、奈良県条例第2条を受けて、調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費及び人件費の10項目を挙げてその内容を定めている（奈良県条例別表第1及び別表第2）。

年度終了後には、当該政務活動費に係る収支報告書を議長に提出することとなっており（奈良県条例第10条第1項）、残余がある場合は返還することを定めている（奈良県条例第11条）。

(3) 政務活動費に関する法、奈良県条例等の改正の経緯について

政務活動費は、地方分権の進展により地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大していく中で、地方議会が住民の負託に応え、より積極的に、かつ、効果的に活動を行うことが求められていることを背景として、平成12年5月に法第100条の一部改正により政務調査費として法制化されたものである。

奈良県では、平成12年度までは「奈良県議会各会派政務調査研究費交付金交付要綱」の規定に基づき「政務調査研究費」を会派に交付していたが、法改正により、条例の定めるところにより、会派又は議員に「政務調査費」を交付できる

こととなり、平成13年4月に新たに「奈良県政務調査費の交付に関する条例」「奈良県政務調査費の交付に関する規程」を施行した。

また、平成20年3月に「奈良県政務調査費の交付に関する条例」「奈良県政務調査費の交付に関する規程」を改正し、平成20年4月から施行するとともに、使途基準をより一層明確化、具体化し、政務調査費の適正な執行を図るため、総合的なマニュアルとなる「奈良県議会政務調査費の手引（運用方針）」を新たに作成した。

さらに、平成24年9月には法第100条の一部が改正され、交付目的に従前の「調査研究」以外に「その他の活動」を加えたうえ「政務活動費」とすること、使途基準を条例において定めること、議長は使途の透明性の確保に努めることが定められた。これに伴い、平成24年12月に「奈良県政務活動費の交付に関する条例」「奈良県政務活動費の交付に関する規程」を改正、平成25年3月に施行し、平成25年4月に「政務調査費の手引（政務調査費の運用方針）」を「政務活動費の手引（政務活動費の運用方針）（平成25年4月）」（以下「旧手引」という。）に改訂した。

その後、平成28年度に議会改革推進会議の議論を経て、平成29年3月に「奈良県政務活動費の交付に関する条例」、「奈良県政務活動費の交付に関する規程」（以下「奈良県規程」という。）を改正、平成29年4月から施行するとともに、使途基準や提出書類等を見直し、より適正な政務活動費の運用を図るため、総合的なマニュアルとなる「奈良県議会政務活動費の手引（政務活動費の運用方針）（平成29年4月改訂）」（以下、「現行手引」といい、旧手引と合わせて「手引」という。）を改訂した。

現行手引では、具体的な例示等により使途基準の明確化に努める一方、充当の上限を定める経費、使用実態での按分が困難な場合の取扱い、事務所の要件、検査体制や相談体制などを定めた。また、現行手引には、政務活動費の充当が不適当な経費として、①議員活動の経費、②政党活動の経費、③選挙活動の経費、④後援会活動の経費、⑤私的経費、⑥その他を明記している。

○ 平成29年の奈良県条例・奈良県規程の主な改正点

- ・ 議長会派及び議員の責務を定める。
- ・ 議長に提出する収支報告書等の拡大
- ・ チェック体制の強化:議長による勧告・命令の権限の規定、第三者機関の設置、半期のチェック
- ・ 透明性の確保の強化:収支報告書等のインターネット公開
- ・ 辞退届を規定

(4) 手引の主な内容について

ア 政務活動費の充当が不適当な経費の例示

議員活動の経費、政党活動の経費、選挙活動の経費、後援会活動の経費、私的経費及びその他（会費関係、会議費関係等）の6項目を政務活動費の充当が不適当な経費とし、それぞれどのような経費が該当するかを例示している。

イ 具体的な使途の例示

政務活動費の具体的な使途の例示について、奈良県条例別表第1及び別表第2に定める経費の項目ごとにその内容を説明し、それぞれ該当する経費や不適当な経費を例示して説明している。

ウ 政務活動費の執行上の原則（実費弁償の原則、按分の原則）

政務活動費は、政務活動に要した費用の実費弁償を原則とし、必要に応じ、使用実態や業務実態で按分すること、按分が困難な場合は、支払額の2分の1を限度に充当できること等を示している（自動車リース代、ガソリン代については、過度な充当とならないよう按分割合を2分の1から6分の1までに細分化している）。

エ 収支報告の提出及び残余額の返還

政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、当該政務活動費に係る収入及び支出の収支報告書を、支出に係る領収書その他議長が規程で定める書類並びに収入及び支出に係る会計帳簿の写しを添付して、議長に提出しなければならない。（奈良県条例第10条）

会派又は議員は、交付を受けた政務活動費の総額から支出の総額を控除して残余がある場合は、残余の額について返還しなければならない。（奈良県条例第11条）

また、収支報告書の提出時期について、平成29年4月の手引改訂に伴い、次のとおり提出回数を変更した。

平成25～28年度分	年度分1回
平成29年度分	上半期分、年度分の2回 (上半期分は議会事務局でのチェック後、返却)

また、収支報告書の支出額について、平成29年4月の手引改訂に伴い、収入額を超えた支出額とすることはできないと変更した。

(5) 政務活動費の使途に係る議会事務局の確認方法について

奈良県条例第10条により、政務活動費の交付を受けた議員は、年度終了日の翌日から起算して30日以内に、収支報告書に支出に係る領収書その他議長が規程で定める書類並びに収入及び支出に係る会計帳簿の写しを添付して、議長に提出しなければならないとされている。

議会事務局において収支報告書を一旦受理し、①提出すべき書類に漏れがないか、②計算誤りや記載ミスがないか、③按分率の漏れや誤りがないか、④充当の経費が使途基準に適合しているかを確認している。

収支報告書の内容が手引に定める使途基準に適合しているかについては、会計帳簿や添付されている領収書等で確認を行っている。なお、領収書等で何の経費なのかがわかりにくい場合には、議員に直接内容を確認し、当該領収書の写しを貼り付けた奈良県規程第5条第5項に定める「領収書等添付用紙（第12号様式）」の余白に何の支出かがわかるよう明記を求めている。

平成29年度分からは提出書類が拡大され、広報誌や事務所契約書、雇用契約書等を確認し、按分割合や使途基準への適合性についてのチェックを更に強化している。

また、使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかになる場合は、議員に手引等で充当できない旨を説明し、請求から削除をしてもらっている。なお、手引に例示のない経費に充当されている場合は、過去の判例や他府県議会の手引や運用方針を参考に判断を行っているが、疑義が生じるおそれがある場合は訴訟リスクが高いため、できるだけ充当しないよう説明しているところである。

なお、活動報告書等の提出が必要となったことから、充当できないことが明らかなのは、議会事務局から議員に対し、手引等を示して削除を依頼しているが、その例として①事務所費について、議員が3親等以内の親族が所有する物件を賃借した場合の充当不可②人件費について、議員が自己又は同一生計者が経営する会社が雇用する職員の充当不可③調査研究費等について、議員が年度を超える年会費の充当不可④議員が提出した領収書の宛名が後援会のものは充当不可⑤広報紙について発行が後援会名義である場合の充当不可等である。

(6) 請求人が違法性を主張する平成25年度から平成29年度までの政務活動費の使途基準適合性についての議会事務局の説明

ア 川田議員

(ア) 広聴広報費

手引では「政党活動、後援会活動等他の活動掲載がある場合には、掲載記

事の割合等により按分する。」とされている。事務局では100%充当で問題はないと判断したが、川田議員からは訴訟リスクに慎重に対応するため、90%を充当するとの意向を聴取している。

なお、平成25年度政務活動費訴訟では大阪高裁は広報紙について、以下のとおり判断している。

「会派、議員が行う県政の政策等に関わる情報といえない記事や写真については、その内容の大きさ、配置からみて県政の政策等に関わる記事との間に合理的な関連性を有することが明らかな場合か、あるいは県政の政策等に関わる情報との合理的な関連性があると説明されている場合であれば、県政の施策等に関わる情報の一部を構成するものといえ、按分を要しないと解される。議員のプロフィールも、県政の施策等に関する情報の発信者を説明するものとして相当な範囲に収まり、当該情報と合理的な関連性があると認識できる限度においては、同様に解することができる。」

この判例を踏まえると、川田議員の写真や会派名はその配置や大きさからして、紙面の多くを占める県政の施策等に関わる情報の発信者を特定し合理的な関連性があるものと認識できるので、按分は必要ないと判断できる。

なお、請求人らは、「奈良テレビで放映されるというところに焦点を当てたもので、自己宣伝の側面が強い。」と主張するが、これは自己宣伝ではなく「県政の課題についてテレビ中継を見ていただき、県民の方々は意見を寄せてほしい」と情報収集を行うことに焦点を当てたものである。

この記事の部分は、奈良県議会中継は「奈良テレビ放送」で同時中継されているところ、同議員が県会議員として県の違法公共工事疑義や行政文書の非開示問題を知事に質問するというを事前に県民に知らせ、県民からの意見、情報を提出してもらうことに資するもので、県政の政策等に関わるものであり按分は必要ないと判断した。

イ 中村議員

(ア) 広聴広報費

現行手引に記載されている議長に提出すべき書類等は「広報紙、チラシ等」となっており、住民監査請求に際し再確認が必要なことから、中村議員にこのことを伝え、ハガキ、挨拶文、封筒の提出があった。このハガキ、挨拶文、封筒については平成26年度の政務活動費訴訟で係争事案であったので、議会事務局としては、平成29年度分の政務活動費収支報告書の提出時に、現行手引に提出書類としての記載がないため、その内容に問題がないかを中村議員に口頭確認しており、後日に疑義があれば提出等を依頼すること

としていた。

費用明細について、中村議員は第11号様式の5である政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）を提出しておりすでに経費明細はインターネットで公表されているところである。上記の成果物は21,000部作成一式で309,960円となっている。

請求人は成果物がわからないので半額が違法と主張しているが、成果物はいずれも県政について、県民等から意見を聴取するために充当されたものと確認できるので、中村議員が他の広報紙等と同様に12分の11で按分していることは適正であると判断できる。

ウ 井岡議員

(ア) 事務所費

請求人は政務活動専用事務所は想定されていないとして、平成27年12月24日名古屋高裁の判決文を引用している。請求人らが主張するこの訴訟例は、そもそも条例における規定の存否という点で争われたもので、本件とは根本的に事例を異にするものである。同判決は平成21年度に愛知県が愛知県議会の会派に対して交付した政務調査費の返還を求めるよう請求した住民請求の判決であり、判決に当たっては、平成21年度当時の愛知県議会における会派に対する政務調査費の交付に関する条例が適用されている。

そして、同条例には経費項目として事務所費が設けられていなかったことから、同判決は「事務所賃借料は基本的に政務調査費の支出対象として想定されていなかったものといわざるを得ない」との判断を前提に原告らの主張を認めたものである。

一方、奈良県条例では、議員分として事務所費が政務活動費の支出対象となる項目として明記されており（別表2表）、政務活動事務所の賃借料は政務活動費の充当対象としている。

このことから、同判決と本件とでは前提の条例が異なり、本件においては政務活動事務所の賃借料に充当することについては同判決のような制約はない。したがって、政務活動事務所が政務活動に使用されていないということについて、請求人らが立証責任を負うところ、政務活動専用ではないとする具体的個別の主張立証をなんらしていない。

なお、愛知県議会においては条例、規程で事務所の賃借料を用途に定めていなかったのは、全国都道府県議会議長会が平成12年12月、「政務調査費の交付に関する条例（例）及び同規程（例）関係資料集」を作成し、各議会に送付したものを参考にしていたからである。同議長会の例文では、用途

は規程で定めることとし、会派への交付分については事務所費が規定されていなかった。そのため、愛知県議会ではマニュアルの中で、事務費は「会派が行う調査研究に係る事務の遂行に要する事務用品・備品購入費、通信費等の経費」としながら、「活動・経費例示」として、「事務所の賃借料及び管理運営費（光熱水費等）」などが該当すると記載していた。

同訴訟では、愛知県は「会派が行う調査研究に係る事務の遂行」の中には事務所の賃借料も広く含まれると事務費の中で事務所賃借料を読み込めると主張したようであるが、名古屋高裁は「会派が行う調査研究に係る事務として、実際どの程度の時間にわたり事務所を使用しなければならなかったかといった必要性を具体的に主張していないこと」、また「事務所費」については、同議長会の例文で議員個人に対しては認めながら、会派に対しては従来から認められておらず、これは名古屋市議会政務調査費訴訟（平成25年1月31日判決）で会派所属の個々の議員の事務所借上げ費は基本的に政務調査費の使途としては想定されていないとの判決が確定しているので、違法であると判示している。

同訴訟は、愛知県が条例等において「事務所費」が使途として明記されなくても「事務費」の中で事務所の賃料についても含めることができると主張したが、名古屋高裁はそもそも会派の事務所費は政務調査費の使途として想定されていないし、「事務費」とは専ら事務用品や備品等に係る費用を想定してものと解すべきであって、事務所の賃借料は事務そのものの経費ではないし、まして所属議員らが各会派から委託された政務調査活動を実施するために事務所を賃借することはあり得ないとして、名古屋地方裁判所では一定割合認定された事務所賃料を100%充当不可としたものである。

請求人らの引用している「政務調査活動は通常は必要が生ずる都度行うものであって、議員が恒常的に確保するものでないから（後略）」の段落は会派が議員に委託する会派の政務調査活動は恒常的ではないことなどから、そもそも会派が事務所費を計上することは想定していないとする名古屋高裁の根拠説明である。また、請求人らはこの判例から議員が設ける事務所が100%政務活動専用などということは想定していないと読めると主張するが、それは誤りであり、同判決は、会派が議員に対し会派の政務調査を委託するために事務所賃料を支出することは想定されておらず、また条例等で規定もない以上、100%認められないとしたものである。

請求人らが引用した判決文の内容は上記のとおりであり、請求人らの主張は失当である。

井岡議員の政務活動事務所は3階建ての建物内に所在し、建物の1階一部と2階の一部は同議員の会社であり、政務活動事務所は2階一部と3階を専用事務所として賃貸借している。なお、後援会事務所は1階の同議員の会社内にあるとのことである。

賃貸借契約書によれば事務所は政務活動専用と記載されており、100%充当していることについては問題がないと判断できる。

(イ) 人件費

請求人らは井岡議員が職員給与に対して2分の1の按分で政務活動費を充当しているが政治団体「井岡まさのり後援会」の平成29年度分政治資金収支報告書に人件費の記載がないことをもって政務活動費を充当しなかった部分の給与は存在しなかったと主張しているが、政務活動費を充当しなかった残りの2分の1の給与については、井岡議員が個人で支払ったことを確認している。井岡議員が政務活動費を充当しなかった残りの部分も支払っていることは、既に収支報告書とともに提出されインターネットで公開されている、雇用契約書、賃金台帳、源泉徴収領収書及び労災保険申告書において明らかであり、問題がないと判断できる。

エ 藤野議員

(ア) 事務所費

請求人らは政務活動専用事務所は想定されていないとの自論を展開するが、具体的な個別案件について、政務活動専用ではないとする主張立証をならしていない。

藤野議員の政務活動事務所は平成29年度事務所状況報告書に記載の大和郡山市筒井町673-3であり、後援会事務所は議員の父宅である大和郡山市筒井町445-5藤野良一方においている。

また、賃貸借契約書によれば、事務所は2階建て建物の1階部分で、県会議員事務所専用としての使用と記載されており、100%充当していることについては問題がないと判断できる。

なお、平成25年度政務活動費訴訟では大阪高裁は議員事務所に国会議員の写真や他の政治家のポスターのほか、民主党の演説会の案内の掲示がされていることをもって政務活動のほか、少なくとも政党活動にも併用されていた外形がうかがわれると認定したが、平成29年度については同議員の事務所にポスターや演説会の案内等は掲示されていない。

平成25年度政務活動費訴訟において、事務所が他の活動と併用の事務所であると認定された各議員（藤野議員、森山議員、小泉議員、中野議員）については、平成29年度は併用の事務所であることをうかがわせるような看板やポスターの掲示はしていないが、先の平成30年12月11日に判決があった平成27年度政務活動費訴訟においては、「政党の看板やポスター等が掲げられているとの事実から、政務活動事務所において政治活動が行われているとの事実を推認することはできない。」と判断されている。その他、平成26年3月26日の大阪市議会政務調査費返還請求事件の大阪地方裁判所判決（平成26年9月11日大阪高裁で確定）でも「議員の事務所の中には、壁などに政党のポスターを貼ったり、選挙の立候補者の看板等を設置している事務所があることが認められるものの、そのような事情が、当該事務所において、政党活動や選挙活動等の政務調査活動以外の活動が実施されていることを直ちに裏付けるものではない。」と認定している。

(イ) 人件費

請求人らは、議員事務所は併用事務所であるとの前提で、人件費についても2分の1に按分するべきと主張するが、上記の議員事務所について述べたとおり、同議員の事務所は政務活動専用である。

藤野議員が政務活動費専用職員として雇用していることは、既に収支報告書とともに提出されインターネットで公開されている雇用契約書において明らかになっており、問題がないと判断できる。

オ 森山議員

(ア) 事務所費

請求人らは政務活動専用事務所は想定されていないとの自論を展開するが、具体的な個別案件について、政務活動専用ではないとする主張立証をなっていない。

森山議員の政務活動事務所は平成29年度事務所状況報告書に記載の橿原市新賀町136-2であり、後援会事務所は議員の自宅である橿原市十市町1160番地の3においている。

また、賃貸借契約書及び事務所状況報告書によれば事務所は2階建て建物の1階の2室で、すべてを政務活動専用で使用しており、100%充当していることについては問題がないと判断できる。

なお、平成25年度政務活動費訴訟では大阪高裁は議員事務所敷地入口に

平成25年10月に「奈良県議会議員 森山よしふみ 後援会」の立て看板があることをもって政務活動のほか、選挙、後援会活動にも併用されていた外形がうかがわれると認定したが、平成29年度については同議員の事務所の入口に後援会の立て看板は掲示されていない。

(イ) 人件費

請求人らは、議員事務所は併用事務所であるとの前提で、人件費についても2分の1に按分するべきと主張するが、上記の議員事務所について述べたとおり、同議員の事務所は政務活動専用である。

森山議員が政務活動費専用職員として雇用していることは、既に収支報告書とともに提出されインターネットで公開されている雇用契約書において明らかになっており、問題がないと判断できる。

カ 岡議員

(ア) 事務所費

請求人らは政務活動専用事務所は想定されていないとの自論を展開するが、具体的な個別案件について、政務活動専用ではないとする主張立証をなんらしていない。

岡議員の政務活動事務所は平成29年度事務所状況報告書に記載の橿原市四条町645-1古市第3ビル402号室であり、後援会事務所は橿原市四条町765-15においている。

また、賃貸借契約書及び事務所状況報告書によれば、事務所は5階建てビルの402号室であり、部屋全体を政務活動専用で使用しており、100%充当していることについては問題がないと判断できる。

キ 田尻議員

(ア) 事務所費

請求人らは政務活動専用事務所は想定されていないとの自論を展開するが、具体的な個別案件について、政務活動専用ではないとする主張立証をなんらしていない。

田尻議員の政務活動事務所は平成29年度事務所状況報告書に記載の奈良市登大路町36番地大和ビル2階であり、後援会事務所は同議員の自宅の奈良市西千代ヶ丘1-16-20においている。

また、賃貸借契約書及び事務所状況報告書によれば、事務所は5階建てビルの2階A号室であり、部屋全体を政務活動専用で使用しており、100%充当

していることについては問題がないと判断できる。

(イ) 人件費

請求人らは、議員事務所は併用事務所であるとの前提で、人件費についても2分の1に按分するべきと主張するが、上記の議員事務所について述べたとおり、同議員の事務所は政務活動専用である。

田尻議員が政務活動費専用職員として雇用していることは、既に収支報告書とともに提出されインターネットで公開されている雇用契約書において明らかになっており、問題がないと判断できる。

ク 奥山議員

(ア) 事務所費

請求人らは政務活動専用事務所は想定されていないとの自論を展開するが、具体的な個別案件について、政務活動専用ではないとする主張立証をなんらしていない。

奥山議員の政務活動事務所は平成29年度事務所状況報告書に記載の香芝市磯壁3丁目97-2ヤマモトビル2階であり、後援会事務所は香芝市今泉328-2社会福祉法人博寿会老人保健施設てんとう虫敷地内においている。

また、賃貸借契約書及び事務所状況報告書によれば、事務所2階建て建物の2階部分であり、部屋全体を政務活動専用で使用しており、100%充当していることについては問題がないと判断できる。

(イ) 人件費

請求人らは、議員事務所は併用事務所であるとの前提で、人件費についても2分の1に按分するべきと主張するが、上記の議員事務所について述べたとおり、同議員の事務所は政務活動専用である。

奥山議員が政務活動費専用職員として雇用していることは、既に収支報告書とともに提出されインターネットで公開されている雇用契約書において明らかになっており、問題がないと判断できる。

ケ 和田議員

(ア) 人件費

請求人らは、議員事務所は併用事務所であるとの前提で、人件費についても2分の1に按分するべきと主張するが、上記の議員事務所は桜井市大字大福241番地10の3階建て建物の2階と3階の部分であり、後援会事務所は同

建物の1階におかれ、明確に区別されており、同議員の事務所は政務活動専用である。

和田議員が政務活動費専用職員として雇用していることは、既に収支報告書とともに提出されインターネットで公開されている雇用契約書において明らかになっており、問題がないと判断できる。

コ 粒谷議員

(ア) 事務所費

請求人らは政務活動専用事務所は想定されていないとの自論を展開するが、具体的な個別案件について、政務活動専用ではないとする主張立証をなんらしていない。

粒谷議員の政務活動事務所は平成29年度事務所状況報告書に記載の生駒市俵口町1092-1であり、後援会事務所は同議員の自宅である生駒市俵口町1315番地においている。

また、賃貸借契約書及び事務所状況報告書によれば、事務所は2階建て建物の1階、2階の各1室であり、部屋全体を政務活動専用で使用しており、100%充当していることについては問題がないと判断できる。

なお、同議員は平成28年度の政務活動費の事務所費については2分の1の充当をしている。これは、毎年続く訴訟リスクを避けるため、平成28年度は2分の1の充当に念のため押さえたのであり、平成29年度は賃貸契約書や事務所状況報告書の提出により事務所費支出等の状況が明らかにされるため、訴訟リスクがなくなるとの認識をし、全額充当している。

(イ) 人件費

請求人らは粒谷議員が職員給与に対して2分の1の按分で政務活動費を充当しているが「粒谷友示後援会」の平成29年度分政治資金収支報告書に人件費の記載がないことをもって政務活動費を充当しなかった部分の給与は存在しなかったと主張しているが、政務活動費を充当しなかった残りの2分の1の給与については、粒谷議員が個人で支払ったことを確認している。粒谷議員が政務活動費を充当しなかった残りの部分も支払っていることは、既に収支報告書とともに提出されインターネットで公開されている雇用契約書、賃金台帳及び労働保険申告書において明らかであり、問題がないと判断できる。

サ 小泉議員

(7) 事務所費

請求人らは政務活動専用事務所は想定されていないとの自論を展開するが、具体的な個別案件について、政務活動専用ではないとする主張立証をなんらしていない。

小泉議員の政務活動事務所は平成29年度事務所状況報告書に記載の大和郡山市九条町238-4であり、後援会事務所は同議員の自宅である大和郡山市九条町797-1においている。

また、賃貸借契約書によれば、事務所は2階建て建物のすべてを小泉米造事務所として政務活動専用で使用しており、100%充当していることについては問題がないと判断できる。

なお、平成25年度政務活動費訴訟では大阪高裁は議員事務所に国会議員の看板が設置されており、建物2階の正面には「奈良県議会議員小泉米造事務所 後援会泉栄県政会」という看板が掲示されていた等をもって政務活動のほか、政党、選挙活動活動にも併用されていた外形がうかがわれると認定したが、平成29年度については同議員の事務所に国会議員の看板や後援会の看板は掲示されていない。

また、平成27年度政務活動費訴訟において奈良地裁は平成30年12月11日に「平成25年9月の時点で、相手方小泉の政務活動事務所の建物に後援会事務所としての看板が設置されていたからといって、平成27年4月以降も、同様の看板が設置され続けており、相手方小泉の政務活動事務所が後援会事務所を兼ねていたものと推認することはできない。」と平成25年度政務活動費裁判の判決を基にした主張は採用することができないとしている。

シ 大国議員

(7) 事務所費

請求人らは政務活動専用事務所は想定されていないとの自論を展開するが、具体的な個別案件について、政務活動専用ではないとする主張立証をなんらしていない。

大国議員の政務活動事務所は平成29年度事務所状況報告書に記載の奈良市西大寺北町2丁目11-16 206号であり、後援会事務所は同議員の自宅である奈良市秋篠町951-1においている。

また、賃貸借契約書によれば、事務所は3階建てビルの206号室で、部屋全体を県議会議員大国正博事務所として政務活動専用で使用しており、100%充当していることについては問題がないと判断できる。

ス 西川議員

(ア) 人件費

西川議員は職員給与に対して2分の1の按分で政務活動費を充当している。請求人らは「均和会」の平成29年度分政治資金収支報告書に人件費の記載がないことをもって政務活動費を充当しなかった部分の給与は存在しなかったと主張しているが、政務活動費を充当しなかった残りの2分の1の給与については、西川議員が個人で支払ったことを確認している。

西川議員が政務活動費を充当しなかった残りの部分も支払っていることは、既に収支報告書とともに提出されインターネットで公開されている雇用契約書、賃金台帳、源泉徴収の領収書及び労働保険申告書において明らかであり、問題がないと判断できる。

セ 松本議員

(ア) 人件費

松本議員は職員給与に対して2分の1の按分で政務活動費を充当している。請求人らは「松本宗弘後援会」の平成29年度分政治資金収支報告書に人件費の記載がないことをもって政務活動費を充当しなかった部分の給与は存在しなかったと主張しているが、政務活動費を充当しなかった残りの2分の1の給与については、松本議員が個人で支払ったことを確認している。松本議員が政務活動費を充当しなかった残りの部分も支払っていることは、すでに収支報告書とともに提出されインターネットで公開されている雇用契約書、賃金台帳、源泉徴収の領収書及び労働保険申告書において明らかであり、問題がないと判断できる。

ソ 亀田議員

(ア) 人件費

亀田議員が職員給与に対して2分の1の按分で政務活動費を充当している。請求人らは「かめだ忠彦後援会」の平成29年度分政治資金収支報告書に人件費の記載がないことをもって政務活動費を充当しなかった部分の給与は存在しなかったと主張しているが、政務活動費を充当しなかった残りの2分の1の給与については、亀田議員が個人で支払ったことを確認している。亀田議員が政務活動費を充当しなかった残りの部分も支払っていることは、既に収支報告書とともに提出されインターネットで公開されている雇用契約書、賃金台帳及び労働保険申告書において明らかであり、問題がないと判断できる。

タ 秋本議員

(ア) 人件費

秋本議員は職員給与に対して2分の1の按分で政務活動費を充当している。請求人らは「秋本としつぐ後援会」の平成29年度分政治資金収支報告書に人件費の記載がないことをもって政務活動費を充当しなかった部分の給与は存在しなかったと主張しているが、政務活動費を充当しなかった残りの2分の1の給与については、秋本議員が個人で支払ったことを確認している。

秋本議員が政務活動費を充当しなかった残りの部分も支払っていることは、既に収支報告書とともに提出されインターネットで公開されている出向契約書、賃金台帳において明らかであり、問題がないと判断できる。

チ 岩田議員

(ア) 事務所費

岩田議員の政務活動事務所は平成29年度事務所状況報告書に記載の天理市勾田町253-6であり、後援会事務所も同所にある。

事務所は4階建てハイツの1階部分であり、事務所全体の面積は政務活動事務所33㎡、後援会と政党事務所部分が33㎡となっており、面積按分により事務所家賃の按分率を2分の1としているもので、適正な支出であると判断できる。

なお、請求人らは改訂前の平成25年4月制定の旧手引では「自己所有物及び生計を一にしている親族の所有物の賃料の支出に充当することはできない」とし、但し書きはないと主張しているがこれは誤りである。

改訂前の平成25年4月の旧手引では事務所費について「議員が法人の代表者・役員にあり、その法人から事務所を賃借し、賃借料を支払う場合には、その法人の会計処理について、当該賃借料が収入として適正な処理が行われていることが必要です。」と記載されていた。これは、賃貸人が議員個人ではなく法人である場合は政務活動費を充当できるという解釈である。よって、議員が代表を務める法人との賃貸借に関する事務所費の充当は可能である。ただし、法人として収益計上を行い、税務上適正な処理を行うことが必要とされていたという注意書きがされていたものである。

また、平成27年度政務活動費訴訟では、原告が「相手方中野の政務活動事務所がある奈良県大和郡山市池之内町461所在の建物の所有者及び賃貸人は、相手方中野が代表取締役役に就任している関西興産であり、自身が代表者を務める法人から事務所を賃借し、賃料を支払うことは、自己に対して政務活動費を支払うことと大差がないから違法である。」と主張したところ、

奈良地裁は「関西興産は、相手方中野とは別個独立の法人格を有しており、相手方中野が、自らが代表者を務める関西興産に事務所賃料を支払ったからといって、自己に対して政務活動費を支払ったと同視すべきということとはできない。本件手引においても、議員が、当該議員自身が代表者、役員の地位にある法人から事務所を賃借し、その賃借料に政務活動費を支出することが想定されており、これをただちに違法ということとはできない。」との判断をしている。

つぎに、平成29年4月改訂の現行手引では事務所費について「議員・もしくは同一生計者が代表・役員等をつとめる法人の所有物件への充当は認めない。ただし、当該法人が不動産の賃貸を業としている法人に該当するものについてはこの限りでない。」としている。

平成29年4月の手引の改訂については、各会派の代表から構成される「議会改革推進会議」で議論がなされたところであるが、法人と個人の間で明確な会計区分の欠如などが疑問視されるので、議員等が代表、役員等を務める法人の所有物件には充当できないとしたが、当該法人が不動産の賃貸を業として行っている場合は、当然に会計処理が適切に行われるので透明性は担保されるとして例外とされたものである。

請求人らの主張は手引の内容が「不適切といわざるを得ない。」との主張に帰着するものにすぎず、法律的な主張ではない。

以上のとおり、請求人らの主張には立証がなく、岩田議員が自己、同一生計者が経営する法人である(株)真規から賃借し、その賃借料に政務活動費を充当していることに問題はなく適正な支出である。

なお、議会事務局では、(株)真規は岩田議員の配偶者が代表取締役を務める会社であることは把握していたので、平成25年度以降についても、収支報告書提出の際に、会社の会計処理について賃貸料が収入として適正な処理を行っているかを口頭確認してきた。平成29年度分の政務活動費については、平成30年4月の収支報告書等の提出時に同議員から(株)真規の登記簿の提出があり、同会社が不動産の賃貸を業としていることを確認済みである。

また今回の住民監査請求を受け、賃借している事務所が会社の所有であること、その家賃が会社の収入として会計処理が適正に行われていることを同議員から口頭で再確認している。

ツ 中野議員

(7) 事務所費

中野議員の事務所費について、平成27年度政務活動費訴訟では、チ(ア)で説明をしたとおり、奈良地裁は「相手方中野が、自らが代表者を務める関西興産に事務所賃料を支払ったからといって、自己に対して政務活動費を支払ったと同視すべきということとはできない。また、本件手引においても、議員が、当該議員自身が代表者・役員の地位にある法人から事務所を賃借し、その賃借料に政務活動費を支出することが想定されており、これをただちに違法ということとはできない。」との判断をしている。

よって、中野議員が賃借物件について、自己が経営する法人である関西興産(株)から賃借し、その賃借料に政務活動費を充当していることに関しては問題はないと判断できる。

また、請求人らは名古屋高裁金沢支部判決により、違法性が判明した以上、返還の責めを負わなければならないと主張するが、その理由は不明である。本件と請求人らが引用した訴訟は特定の事例で、それぞれの状況は異なっており単純に比較はできない。

政務活動費訴訟の判例の取扱いについては、平成30年12月に全国都道府県議会議長会事務局が「政務活動費の運用に係る考え方」の名称で参考資料として作成しており、その中で訴訟例の解釈として「裁判例は、政務活動費の運用について実務上参考となるものではあるが、特定の事件について司法の判断を示したものであり、今後の類似のケースについて必ずしも同じ結論となるものではないことに留意する必要がある。」とされている。

「判例は特定の事件について司法の判断を示したものであり、同じ結論となるものではない。」という事例は、平成27年12月24日名古屋高裁の判例及び下記の判例からも明らかである。

請求人らが引用した訴訟は平成21年度金沢市議会の政務調査費返還請求訴訟であり、請求人の判決文引用のとおり、U議員は株式会社Aから事務所を借り受け、月額15万円の賃料を支払い、同額を政務調査費に充当しているが、同事務所の所有者は同議員本人である。請求人らは同判決が議員自身が取締役就任し、家族が代表取締役を務める同族会社への支出が違法とされた判例と主張しているが、同訴訟で問題とされているのは賃貸借契約は株式会社Aとしているが、建物の所有は議員個人であることが争われている。金沢地方裁判所(以下「金沢地裁」という。)は「U議員が借り受けた建物の管理は、不動産の賃貸・管理を業としている株式会社Aが行っていたから、同議員は賃借料を同会社に支払っていた旨、反論し、(中略)しかしながら、U議員が上記会社との間で管理委託契約等ではなく、賃貸借契約を締結しなければならない合理的理由、上記会社による管理の実態等について何ら具体

的な主張立証を行っていない。」として、違法と判断されている。同訴訟は、会社所有ではなく議員個人が所有している建物の賃料の充当の可否について争われたもので、本件監査請求の案件とは明らかに違うものである。

なお、同訴訟例では、同じような案件で金沢地裁では違法とされた議員（議員が代表者を務める会社から賃借する場合）について、名古屋高裁では議員が陳述書を提出したことから適法であると認められた判例もある。それはI議員が同議員の兄らの所有物件を同建物の管理を行っていたI議員の会社と賃貸契約を結んで同社に対して賃料を払っていた事例である。

以上、請求人が例示した名古屋高裁金沢支部（平成25年7月3日）の判例は議員個人又は親族所有の案件であり、法人所有の案件ではない。

自己所有物及び生計を一にしている親族の所有物件は、奈良県議会では平成25年4月の旧手引でも禁止されており、平成29年4月の現行手引では自己所有及び配偶者又は3親等以内の親族、又は同一生計者の所有物件の賃料の充当も禁止されている。

同訴訟は、身内等との賃貸借を一律に認めないわけではないが「このような身内との事務所の賃貸借契約が望ましくないことは当然であるが、その点の是正は、最終的には、本件条例及び本件規則等の改正を通じて行われるべき。」との結論を導いているものであり、請求人らの引用は失当である。

- (7) 平成29年4月に手引を改訂したことにより改善された点について平成29年4月の改訂により、新たに以下の書類等が提出、公開され、領収書の原本や賃貸契約書等がチェックされることとなり、使途の内容がより明確となった。

議長に提出する書類の拡大等について

提出方法の変更等	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書（領収書等添付用紙に原本を貼付） ・会計帳簿（詳細な内容を記載する）
新たに提出するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳のコピーや振込通知書、クレジットの明細書等領収書の代わりとなる証拠書類（支払証明書は電車、バスの運賃のみ使用可） ・従前の海外及び県外活動記録簿の他に、県内調査、調査委託、研修会・会議参加、研修会・会議開催、広報紙発行・発送、ホームページ開設・維持管理、年会費の支出を行った時の活動記録簿 ・事務所状況報告書・雇用状況報告書及びそれに付随する契約書 ・調査委託の際の契約書、成果物 ・賃金台帳、備品台帳、切手受払簿 ・広報紙、ホームページ制作・維持管理の契約書

第4 監査結果

本件住民監査請求の監査の結果、次のとおり決定した。

本件住民監査請求に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 使途基準について

(1) 政務活動費の根拠規定について

法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と定めている。また、同条第15項は「政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と定めている。

(2) 政務活動費制度の趣旨について

平成17年11月10日の最高裁判所の決定において、「政務調査費の制度は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることにかんがみ、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである。」と判示されている。

また、平成22年4月12日の最高裁判所の決定において、「政務調査費の使途の透明性を確保するための手段として、条例の定めるところにより政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出することのみを定めており、地方自治法は、その具体的な報告の程度、内容等については、各地方公共団体がその実情に応じて制定する条例の定めによだねることとしている。」と判示されている。

そして、平成24年7月27日の大阪高裁の判決（同判決で確定）において、「議会の審議能力向上のために政務調査費を用いて具体的にどのような調査を行うかは、第一次的には、実際に政務調査費を支出する議員又は会派の判断に委ねられており、広範な裁量が認められると解されるところ、その裁量は、原則として尊重されるべきである。」と判示されている。

(3) 奈良県における政務活動費に関する条例等について

本県においては、奈良県条例第2条第1項で、「政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。」とし、これを受けて、同条第2項で、政務活動に要する経費に政務活動費を充てることができるとしており、その経費の内容について、奈良県条例別表第1及び別表第2において定めている。そして、奈良県条例第10条第1項で、会派及び議員が議長に提出すべき収支報告書及びその添付書類について定めている。

また、奈良県条例で定める経費の内容をより一層明確化、具体化し、政務活動費の適正な執行を図るため、総合的なマニュアルとなる手引を作成し、充当の上限を定める経費、実態での按分が困難な場合の取扱い、事務所の要件、検査体制や相談体制などを定めるとともに、政務活動費の充当が不適当な経費を明記している。

以上のとおり、本県においては、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費に当たるか否かの基準は、奈良県条例及び手引で具体化されている。また、収支報告書の様式及びその添付書類は奈良県条例及び奈良県規程に定められている。これらの内容が、前記の政務活動費制度の趣旨に反するものであることをうかがわせる事情は見当たらない。

したがって、本件各支出が県政に関する調査研究その他の活動に資するために必要な経費に当たるか否かは、奈良県条例及び手引に基づいてその適合性を判断するのが相当である（平成21年9月29日東京高等裁判所判決同旨）。

2 使途基準適合性について

(1) 議会事務局が行った収支報告書等の確認について

議会事務局は、本件監査対象の政務活動費について、収支報告書の受領時に、領収書等を確認し、その内容が奈良県条例、奈良県規程及び手引に適合しているか否かの確認を行ったと説明している。

(2) 監査の視点について

平成21年12月17日の最高裁判所の判決において、政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨については、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと

考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」とされ、上記の趣旨に照らすと、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」と判示されている。

平成27年3月26日の金沢地裁の判決（平成27年9月2日の名古屋高裁の判決で確定）においては、原告において、当該政務調査費の支出が、政務調査費の本来の用途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的な事実（以下「外形的事実」という。）の存在を主張立証した場合には、議員の側において、政務調査費の本来の用途及び目的に適合する支出であることを立証しない限り、議員の調査研究に資するため必要な経費について支出したものでないとの立証があったものと解するのが相当である旨判示されている。

また、平成26年10月24日の和歌山地方裁判所の判決（平成27年7月30日大阪高裁の判決で確定）においては、政治活動の自由の性質にかんがみれば、政務調査費の支出については、議員の合理的な裁量判断に委ねられているというべきであるから、用途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかったことを一応推認させる程度という立証の程度をあまりに低くすることは相当ではなく、一応推認される程度の事実を具体的に立証しない限り、被告の反証がなかったとしても、証明されたとは認められないというべきである旨判示されている。

そして、奈良県議会においては、政務活動費の用途基準をより一層明確化、具体化し、政務活動費の適正な執行を図るため、総合的なマニュアルとなる手引を作成した。

したがって、本件住民監査請求に係る政務活動費についての用途基準適合性の判断に当たっては、奈良県条例第10条及び奈良県規程第5条において議長に提出することが定められている収支報告書、領収書の写し、支払証明書等について、請求人が外形的事実を立証した場合及び監査において外形的事実の存在が認められた場合には、議員等が、奈良県条例及び手引に適合することを立証しているか否かを判断することとするのが相当である。

(3) 用途基準適合性の判断について

本件住民監査請求に係る主張内容をみると、18名の議員に関して、広報誌等の広聴広報費、事務所賃借料の事務所費、政務活動補助職員の人件費、合計20,432,169円について、政務活動費の支出が認められない旨主張している。

ア 奈良県以外の地方公共団体の政務活動費に関する住民訴訟の結果について

請求人は、愛知県議会の政務活動費に関する訴訟結果等、他の地方公共団体の訴訟結果を、奈良県の政務活動費に関する使途基準の判断に引用し、違法性があると主張している。

しかし、前記のとおり、法第100条第14項では、政務活動費の内容について、「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と定められている。

したがって、法の制度の趣旨は、政務活動費の使途の内容については、それぞれの地方公共団体の実情、各議会の状況等を勘案して、個々に決定するものであると認められることから、他の地方公共団体の政務活動費に関する訴訟の判断が直ちに本県に当てはまると解することはできない。

イ 広聴広報費に係る政務活動費の充当について

(ア) 川田議員

請求人は、川田議員の広報誌（奈良県政News）について、川田議員は広報誌への政務活動費の充当割合を90%としているが、政務活動費を充当できるのは80%が限度であり、80%と90%の差額金額78,212円が違法な充当であり、また、編集方針について、奈良テレビで放映されるというところに焦点を当てたもので、自己宣伝の側面が強い広報誌である旨主張している。

このことについて、監査対象部局は、第34(6)ア(ア)のとおり、平成25年度政務活動費訴訟の判例を踏まえて川田議員の写真や会派名はその配置や大きさからして、紙面の多くを占める県政の施策等に関わる情報の発信者を特定し合理的な関連性があるものと認識できるので、按分は必要ないと判断したこと、また、記事の内容は県政の政策等に関わるものであり按分は必要ないと判断したことを説明している。

上記に関して、本件住民監査請求を受けて、監査委員が、当該広報紙の記事の内容について調査したところ、内容は県政の政策等に関するものであった。また、平成25年度政務活動費訴訟の判例を踏まえて、県政の施策等に

関する情報の発信者を説明するものとして、当該広報紙中に掲載された写真、氏名及び会派名の部分の大きさ等を確認した。その結果、広報紙の作成に要した経費に政務活動費を充当できる割合について、90%としているところを更に減じて80%とすべきとする理由は認められなかった。

(イ) 中村議員

請求人は、中村議員が挨拶文と返信用ハガキを封筒に入れて郵送していたことについて、挨拶文とハガキの内容は現行手引では提出する必要があり、また、支出の事実を具体的に確認できないため、支出額の半額は政務活動費を充当できない支出であるとして、中村議員が評価した按分割合（91.6%）を控除した金額が違法な充当である旨主張している。

このことについて、監査対象部局は、第3-4(6)イ(ア)のとおり説明している。

上記に関して、請求人は専ら自らの見解や主張を述べるにとどまり、奈良県条例及び現行手引に反した支出であることを推認させる外形的事実を立証しているとは認められず、また、議会の説明を聴取し、収支報告書等を確認したが、外形的事実は認められない。

ウ 事務所費に係る政務活動費の充当について

(ア) 岩田議員

請求人は、岩田議員の事務所賃借料について、岩田議員が平成25年度から29年度までに政務活動費を充当した事務所賃借料、計300万円が違法な充当である旨主張している。

このことについて、監査対象部局は、第3-4(6)チ(ア)のとおり説明している。

上記に関して、請求人は専ら自らの見解や主張を述べるにとどまり、奈良県条例及び現行手引に反した支出であることを推認させる外形的事実を立証しているとは認められず、また、議会の説明を聴取し、収支報告書等を確認したが、外形的事実は認められない。

(イ) 中野議員

請求人は、中野議員の事務所賃借料について、中野議員が、平成25年度から平成28年度まで当該賃借物件の賃借料の全額に政務活動費を充当しているが、岩田議員と同様の理由で違法な充当である旨主張している。

このことについて、監査対象部局は、第3-4(6)ツ(ア)のとおり説明してい

る。

上記に関して、中野議員の平成25年度分から平成28年度分までの政務活動費の事務所費については、既にA氏、B氏又はC氏から住民監査請求が提出されており、それぞれの請求について結果を公表している。

このことについて、行政実例（昭和34年3月19日付け、自丁行発第37号）では、同一の対象行為について二個以上の請求がなされた場合、請求人が異なる以上一事不再理の原則を援用することはできないが、一個の請求について行った監査の結果に基づいて、その旨を請求人に通知すれば足りるとされている。

したがって、本件住民監査請求における中野議員に係る請求についての監査の結果は、次の表のとおりとする。

中野議員に係る請求について

対象年度	請求人	過去に公表している監査結果
平成25年度	C D	訴訟により確定（注）
平成26年度	D	本件監査対象の政務活動費の支出が使途基準に適合しないとする主張には理由がなく、違法又は不当に不当利得返還請求権の行使を怠る事実があるとは認められない。（平成28年7月8日公表）
平成27年度	D	請求内容について条例及び手引に反した支出であることを推認させる外形的事実を請求人は立証しているものとは認められず、また、議会の説明を聴取し、収支報告書等を確認したが、外形的事実は認められない。 したがって、本件監査対象の政務活動費の支出について、知事が不当利得返還請求権を行使して議員に返還を請求すべき事実があるとは認められない。（平成29年5月30日公表）
平成28年度	D	請求内容について条例及び手引に反した支出であることを推認させる外形的事実を請求人は立証しているものとは認められず、また、議会の説明を聴取し、収支報告書等を確認したが、外形的事実は認められない。 したがって、本件監査対象の政務活動費の支出について、知事が不当利得返還請求権を行使して議員に返還を請求すべき事実があるとは認められない。（平成30年2月27日公表）

（注）中野議員の平成25年度の事務所費については、平成30年3月27日の大阪高

裁の判決（平成30年10月23日の最高裁判所で確定）により、事務所費の半額（900,000円）が違法な充当であるとされ、既に返還されている。

(ウ) その他の議員（井岡議員、藤野議員、森山議員、岡議員、田尻議員、奥山議員、粒谷議員、小泉議員、大国議員）

請求人は、その他の議員の事務所賃借料について、事務所費の全額に政務活動費を充当しているが、愛知県議会の政務活動費に関する訴訟結果のとおり、事務所は政務活動専用との想定はされていないため、2分の1は違法な充当である旨主張している。

このことについて、監査対象部局は、第34(6)のウ(ア)、エ(ア)、オ(ア)、カ(ア)、キ(ア)、ク(ア)、コ(ア)、サ(ア)及びシ(ア)のとおり説明している。

上記に関して、請求人は専ら自らの見解や主張を述べるにとどまり、奈良県条例及び現行手引に反した支出であることを推認させる外形的事実を立証しているとは認められず、また、議会の説明を聴取し、収支報告書等を確認したが、外形的事実は認められない。

エ 人件費に係る政務活動費の充当について

(ア) 政治資金収支報告書に人件費が記載されていないと主張されている議員（井岡議員、粒谷議員、西川議員、松本議員、亀田議員、秋本議員）

請求人は、各議員の人件費について、後援会人件費であるはずの支払が、政治資金収支報告書に記載がないため、不適切な支払であり、適切な人件費支出の2分の1に相当する金額に政務活動費を充当できるが、残りの金額は違法な充当である旨主張している。

このことについて、監査対象部局は、第34(6)のウ(イ)、コ(イ)、ス(ア)、セ(ア)、ソ(ア)及びタ(ア)のとおり、各議員が、政務活動費を充当しなかった残りの2分の1の給与について個人で支払ったことを確認したこと、また、その支払についてはインターネットで公開されている雇用契約書等で明らかにされていることを説明している。

上記に関して、本件住民監査請求を受けて、監査委員は、政務活動費を充当しなかった残りの2分の1の人件費について、各議員が個人で支払っていたとの内容を監査対象部局から聴取し、また、各議員が支払った人件費に係る領収書、賃金台帳、雇用状況報告書及び雇用契約書を調査し、人件費が実際に支払われていたことを確認した。

したがって、各議員の当該人件費に充当した政務活動費について、奈良県条例及び現行手引に反した支出であるという理由は認められない。

(イ) その他の議員（藤野議員、森山議員、田尻議員、奥山議員、和田議員）

請求人は、各議員の人件費について、全額政務活動費を充当しているが、総論で確認したとおり、事務所で従事する職員は政務調査活動以外の職務に従事していると推認されるから、人件費に全額政務活動費を充当することは合理性を欠くといわざるを得ず、2分の1に相当する金額は違法な充当である旨主張している。

このことについて、監査対象部局は、第3 4 (6)のエ(イ)、オ(イ)、キ(イ)、ク(イ)及びケ(ア)のとおり説明している。

上記に関して、請求人は専ら自らの見解や主張を述べるにとどまり、奈良県条例及び現行手引に反した支出であることを推認させる外形的事実を立証しているとは認められず、また、議会の説明を聴取し、収支報告書等を確認したが、外形的事実は認められない。

上記2 (3)のイ(ア)及びエ(ア)のとおり、請求内容について、請求人から提出された監査請求書、事実証明書及び請求人の陳述内容並びに議会の説明、収支報告書等を調査したが、奈良県条例及び現行手引に反した支出があるとは認められない。また、上記2 (3)のイ(イ)、ウ(ア)、ウ(ウ)及びエ(イ)に関しては、請求人は専ら自らの見解や主張を述べるにとどまり、奈良県条例及び現行手引に反した支出であることを推認させる外形的事実を立証しているとは認められず、また、議会の説明を聴取し、収支報告書等を確認したが、外形的事実は認められない。

したがって、本件監査対象の政務活動費の支出について、知事が不当利得返還請求権を行使して議員に返還を請求すべき事実があるとは認められない。